

適正な法曹人口に関する総会決議

1 決議の趣旨

- (1) 当会は、政府に対し、2010年(平成22年)までに司法試験合格者を年間3,000人程度にするとした2002年(平成14年)3月の司法制度改革推進計画に関する閣議決定を見直し、速やかに司法試験合格者数を年間1,000人程度とするように求める。
- (2) 当会は、政府に対し、司法試験の受験回数の制限(いわゆる三振制度)の撤廃を求めるとともに、法曹養成制度の抜本的な見直しを求める。

2 決議の理由

(1) 法曹人口の激増とその経緯

- ① 司法試験の合格者数は、1947年(昭和22年)から1962年(昭和37年)までは、年間200人から300人台、1963年(昭和38年)から1990年(平成2年)までは400人から500人台で推移していたが、その後増加に転じ、1993年(平成5年)以降約700人、1999年(平成11年)以降約1,000人、2004年(平成16年)以降約1,500人、2007年(平成19年)以降約2,100人から2,200人(2008年以降は、新旧両司法試験の合格者数)と激増している。
- ② 司法試験合格者数の増加は、1987年(昭和62年)に法務大臣の私的諮問機関として「法曹基本問題懇談会」が設置され、1988年(昭和63年)に、同懇談会が日本の法曹が社会の高度化・国際化に対応できていないこと等を理由に、長期的改革として、司法試験の合格者数の大幅増加などを提案する意見書を法務大臣宛てに提出したことに始まる。
- ③ その後、1990年(平成2年)には、法曹三者による法曹養成制度等改革協議会が設置され、同協議会は1997年(平成9年)10月、司法試験の合格者数を平成10年度より800人程度へ、同11年度より1,000人程度へ増員することとし、1,500人程度への増員については、改革の結果を検証するとともに、社会の法的需要の動向を踏まえて、同協議会において協議するとの合意がなされた。

- ④ このような法曹三者による司法試験改革の仕組みに対し、1990年代後半に、経済界から、司法制度のユーザーである市民の声に基づく司法改革論議を行うべきとする批判・圧力が高まり、この動きに合わせて政府の司法改革の動きも活発化し、1999年(平成11年)に、法曹三者に加え、法学者や作家、経済界、労働団体、消費者団体の代表ら計13人の委員で構成される司法制度改革審議会が内閣に設置された。
- ⑤ 2001年(平成13年)6月に司法制度改革審議会意見書が出された。その内容は、法曹人口に関しては、大幅な増加を求めるもので、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況を見定めながら、平成22年(2010年)ころには司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指すべきである。」「おおむね平成30年(2018年)ころまでには、実働法曹人口は5万人規模に達することが見込まれる。」とし、その理由として「事前規制・調整型社会から事後監視・救済型社会へという構造改革(いわゆる規制緩和等)が進められることに伴い、今後、司法の役割の重要性が飛躍的に増大する」、「今後、国民生活のさまざまな場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化されることが予想される。その要因としては、経済・金融の国際化の進展や人権、環境問題等の地域的課題や国際犯罪等への対処、知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加、「法の支配」を全国あまねく実現する前提となる弁護士人口の地域的偏在の是正(いわゆる「ゼロ・ワン地域の解消)の必要性、社会経済や国民意識の変化を背景とする「国民の社会生活上の医師」としての法曹の役割の増大など、枚挙に暇がない。これらの諸要因への対応のためにも、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題である。」とした。さらに、同意見書は、「法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、新司法試験の合格者数を年間3,000人とするのは、あくまでできるだけ早期に達成すべき目標であって、上限を意味するものではない。」とした。
- ⑥ 司法制度改革審議会意見書を受けて、2002年(平成14年)3月19日司法制度改革推進計画が閣議決定された。同推進計画においては、「現在の法曹人口が、我が国社会の法的需要に十分に対応することができていない状況にあり、今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務になっていることを踏まえ、司法試験合格者の増加に直ちに着手することとし、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備状況等を見定めながら、平成22年(2010年)ころには司法試験の合格者を年間3,000人程度とすることを旨とする。」とした。
- ⑦ 同閣議決定に基づき、司法試験の合格者数は、2004年(平成16年)以降約1,500人、2007年(平成19年)以降約2,100人から2,200人(2,008年以降は、新旧両司法試験の合格者数)と激増したものである。

(2) 弁護士人口の激増について

前記閣議決定のなされた2002年(平成14年)の弁護士人口は、18,851人であったが、その後司法試験合格者が激増したものの、裁判官・検察官が漸増にとどまったことから、ひとり弁護士のみ増加し、その結果、弁護士人口は、2008年(平成20)年には、25,062人、直近の2011年(平成23年)5月1日時点で、30,505人と3万人を超えており、前記閣議決定のなされた2002年(平成14年)との比較で、わずか9年間で11,654人も増加(約1.6倍)している。ちなみに裁判官の総数は、2002年(平成14年)の2,288人が、同2009年(平成21年)に2,760人へ(472人の増加、約1.2倍)、同じく検察官は、1,414人が1,723人(309人の増加、1.2倍)へのわずかな増加にとどまっている。

また、この間の当会への毎年の入会者数は、次のとおりであり、司法試験の合格者数が2,100人を超えた2007年(平成19年)以降、入会者数が激増し、毎年二桁の10人以上が入会しており、これにより当会の会員数も、平成6年の59人から、2011年(平成23年)の126人へ2.13倍に激増している。

イ 1993年(平成5年)～1998年(平成10年)

司法試験合格者 約700人 毎年0～3人入会

ロ 1999年(平成11年)～2003年(平成15年)

司法試験合格者 約1,000人 同0～4人入会

ハ 2004年(平成16年)～2006年(平成18年)

司法試験合格者 約1,500人 同5～6人入会

ニ 2007年(平成19年)以降

司法試験合格者 約2,100人～2,200人
同10～13人入会

(3) 司法制度改革審議会意見書、閣議決定が前提とした法的需要の有無について

① 裁判事件数

司法統計によれば、全裁判所の民事・行政事件の新受事件の総数は、

1990年(平成2年)	1,715,193件
1995年(平成7年)	2,411,360件
2000年(平成12年)	3,051,709件
2002年(平成14年)	3,298,354件

と司法制度改革審議会意見書が出された2001年(平成13年)の時点では、全

裁判所の民事・行政事件の新受事件の総数は増加傾向にあったが、その後

2003年(平成15年)の 3, 520, 500件

をピークに減少に転じ、

2005年(平成17年) 2, 712, 896件

2007年(平成19年) 2, 255, 537件

2009年(平成21年) 2, 408, 566件

と1995年(平成7年)と同数程度にまで減少している。しかも、ここ数年増加傾向にあったクレサラ事件が、ピークを越えて減少傾向にあり、民事の新受事件数のかなりの部分にクレサラ事件が含まれていることを併せ考えると、今後の全裁判所の民事・行政事件の新受事件の総数は、今以上の割合で減少を続けるものと考えられる。

他方で刑事事件の新受事件の総数も、

2002年(平成14年) 1, 654, 946件

であったものが、その後毎年減少に転じ、

2009年(平成21年)には、 1, 215, 147件

(2002年・平成14年との比較で、73.4パーセント)に減少している。

これら、全裁判所の民事・行政事件・刑事事件の新受事件の総数の減少は、司法制度改革審議会意見書、閣議決定が前提とした我が国社会の法曹に対する需要が今後ますます増大しかつ高度化するという立法事実が存在しないことを明確に物語っている。その原因は、いまなお、裁判手続きを大袈裟なものと感じ、法的紛争を裁判で解決することを望まない国民が少なからず存在すること、逆に紛争解決に裁判手続きを利用したくても、現行の訴訟の仕組みが複雑なうえに、裁判官の絶対数が不足していることや裁判官が裁判所支部管内に適正に配置されておらず、裁判所支部の取り扱う事件が制限されている等の理由のために裁判での簡易・迅速な解決が図れず、その利用がためらわれること、民事法律扶助制度も、その予算が低額に抑えられたままで(欧米諸国の10分の1以下)、原則全額償還という重い負担を利用者に課しており、その利用がしづらいついた我が国の司法基盤整備の不十分さゆえに、裁判の利用に制限や負担があること、少子高齢化による人口減社会の到来(我が国の総人口は、2,007,8年をピークに今後減少し続ける中で、総人口に占める生産年齢人口の割合も減少するとされる)で法的紛争そのものの減少が見込まれること等が考えられる。

② 企業・官公庁・地方自治体における需要

他方で、企業の弁護士に対する法的需要も、企業の組織内弁護士数が2005年(平成17年)の122名から、2010年(平成22年)の465名へ増加はしているが、弁護士人口数の増大には遠く及ばず、弁護士人口の激増の解消に寄与していない。企業が求める弁護士は、専門的知見とさまざまな法的紛争を解決し

た経験を有し、なおかつ当該企業の扱う業務には精通しながらも、企業とは一線を画し、客観的な立場から、紛争解決にあたる弁護士であることが多く、弁護士を企業内弁護士として雇用してしまうと、弁護士本来の経験やスキルアップが希薄となって、前記要請に応えることができないため、企業内弁護士の雇用が拡大しないといったことがその理由として考えられる。

全国の地方自治体で採用されている弁護士も、日本弁護士連合会が2010年(平成22年)4月に実施したアンケートの結果では、回答のあった1,226自治体(全国で1,797自治体)のうち、弁護士を採用している自治体は、わずかに10自治体で、全体の0.8パーセントに過ぎず、しかも、回答を寄せた自治体のほとんどが今後の弁護士の採用は予定していないとしており、今後この方面での弁護士の需要はほとんど見込めない。

③ 法律相談件数

弁護士に対する法的需要の有無は、法律相談の件数に端的に表れている。法律相談は、国民が弁護士に法的紛争の解決を依頼する端緒になるものであり、なおかつその利用が容易だからである。法律相談については、2006年(平成18年)10月に日本司法支援センター(法テラス)が設立され、全国的な相談体制を構築し、広報等を強化しているが、それでも、法テラスのコールセンターへの架電件数は、予想よりも少ないことが報告されている。当会の会員も、法テラスの扶助相談を担当しているが、現在の会員数で十分まかなえる案件数であり、今後の人員の増加の必要性を認めない。

また、当会でも、独自に法律相談を実施しているが、法テラスの影響もあるとは言え、ここ数年相談件数は激減している。

④ ひまわりほっとラインの利用状況

日弁連は、中小企業者の法的需要を喚起すべく、2010年(平成22年)4月に、中小企業者がより簡易迅速に法律相談等を受けられるように、全国の単位弁護士会にひまわりほっとラインを設置した。相談料は、設立当初無料とし、その後各単位会の判断で有料に切り替えることも可能として制度を立ち上げたが、設立して1年以上を経過するも、中小企業者からの利用が伸びず、相談料を無料とする扱いを半年ごとに延期し、現在も無料相談を継続している。相談料を無料としていることから、中小企業庁等の政府機関、商工会等の中小企業団体、政府系の金融機関、地元の金融機関等も、ひまわりほっとダイヤルの利用を呼びかけるチラシ配布に協力するなど、広報に協力してくれているが、実際の利用はわずかにとどまっている。当会の2010年(平成22年)のひまわりほっとダイヤルの実績も、年間(4月～12月)で73件、月平均8.1件に過ぎない。

⑤ 検察官、裁判官数

司法制度改革審議会意見書では、裁判官については、裁判官数が足りないことに

より、裁判官の負担過多、大型事件の長期化等の深刻な状況が生じているとの指摘があるとし、さらに、今後民事訴訟事件の一層の充実・迅速化を図るため、その審理期間を概ね半減することを目指し、計画審理の推進や証拠収集手続きの拡充等の方策を実施する必用があり、刑事訴訟事件についても、国民参加の制度を新たに導入（平成21年5月に施行された裁判員裁判のこと）することとの関係で、審理の一層の充実・迅速化が求められることから、新たな準備手続きを創設し、連日開廷を原則化し、さらに社会情勢の変化等により、今後事件数の一層の増加が見込まれるとして、全体として法曹人口の増加を図る中で、裁判官を大幅に増員することが不可欠であるとしている。

また、検察官についても、検察庁の人的体制の現状を見ると検察官数が足りないことにより、経済事件、警察等第一次捜査機関からの送致事件や告訴・告発事件に十分対応できていないとし、同告訴・告発事件への捜査態勢の充実・強化、国民参加の制度を新たに導入（同）することとの関係で、審理の一層の充実・迅速化が求められることから、全体として法曹人口の増加を図る中で、検察官を大幅に増員することが不可欠であるとしている。

ところが、実際には、前述したとおり、裁判官の総数は、2002年（平成14年）の2,288人が、同2009年（平成21年）に2,760人へ、年平均約67人の増加にとどまっている。このことは検察官においても同様である。このように、裁判官及び検察官の大幅な増員がなされていないことは、本来司法制度の基盤整備が図られる中で、適正な数まで増員されるべきであるにも関わらず、その増員がなされていないことを割り引いても、司法制度改革審議会意見書が前提とした「今後の法曹に対する需要の増大」が存在しないことを物語っている。

また、「今後の法曹に対する需要の増大」が存在しないこと等のために、裁判官・検察官を大幅に増員しなかったがために、増大した司法試験の合格者のほとんどが弁護士になっており、ひとり弁護士のみ激増する結果となって、法曹に対する需要の無い中の、弁護士の激増が、後述する法曹養成制度や弁護士制度にさまざまな歪みを生じさせている。

⑥ 隣接専門職種

我が国には、司法書士・行政書士・税理士・弁理士・社会保険労務士・土地家屋調査士等の隣接法律関係専門職が存在している。その数は、2000年（平成12年）で、177,369人、2009年で208,640人である。諸外国との比較において、日本は弁護士数が少ないとされるが、これら隣接士業をも含めると、「弁護士」一人当たりの国民数は、2009年において、773人であり、ドイツの一人当たり547人よりも多いものの、フランスの1,275人よりは、遙かに少な、隣接士業を含めた「弁護士数」は、必ずしも少なくはない。

⑦ 将来の日本の人口

2011年(平成23年)の我が国の人口は、1億2691万3000人である。今後は、少子化の影響を受けて人口は、減少傾向にあり、

2018年(平成30年) 1億2391万5000人

2028年(平成40年) 1億1690万4000人

2038年(平成50年) 1億0773万3000人

2048年(平成60年) 9726万1000人

と予測されている。人口の減少に比例して、法的トラブルも減少すると考えられ、さらに人口減少による経済活動の停滞・下降により、法的需要はさらに減少すると考えられる。

- ⑧ 以上のとおり、司法制度改革審議会意見書、閣議決定が前提とした法曹に対する需要の大幅な増大は実際に存在しないし、今後も見込めないことは明らかである。

(4) 法曹に対する需要の大幅な増大が見込めない中で、ひとり弁護士のみが急激に増大していることから生じている弊害について

- ① 2006年(平成18年)ころから始まった新人弁護士の就職問題

法曹に対する需要の大幅な増加が無いため、既存の法律事務所の新人弁護士の求職も増えず、求人が求職を上回る状況となり、そのため、2006年(平成18年)ころから、新人弁護士の就職難が始まり、年々その状況は厳しくなっている。たくさんの法律事務所を訪問し、何度も面接を重ねてようやく就職が内定したといった司法修習生の話がよく聞かれるようになり、中には法律事務所の求人に応じ込みをしても、採用面接にすら辿り着けない司法修習生の話も聞かれるようになった。当会の求人状況も年々厳しくなっており、例年3月に当会の執行部が開催していた合同就職説明会も年々参加する法律事務所が減少して、2011年(平成23年)3月は、参加を希望する法律事務所がわずかに1つしかなかったことから、合同説明会は中止となっている。

以前は、司法研修所を卒業した後の弁護士の一斉登録時点で、就職が未定の司法修習生はほとんどいなかったが、就職状況が厳しくなるにつれ、一斉登録時点での就職未定者が年々増加するようになり、2010年(平成22年)12月末の新63期の弁護士の一斉登録時点で、前年の1.6倍の214人が登録未定であり、平成23年4月25日時点でも64人が未登録のままといった異常な事態となっている。

この新人弁護士の就職難が、司法修習生の修習中の就職活動を激化させており、司法修習に専念できない状況を生み出している。多くの司法修習生が配属された実務修習地以外に存在する法律事務所への就職を希望しているため、毎週末

には就職活動のために実務修習地を離れざるを得ず、中には実務修習を休んで就職活動をしている修習生も少なく無い。それでなくても司法修習も前期修習が廃止されたうえに、その期間も一年間に短縮され、法律実務を学ぶ機会が減ったにもかかわらず、就職活動のために、そのわずかな期間の実務修習にも専念できず、修習の成果を上げ得ない修習生が増加している。加えて、修習期間の短縮、前期修習の廃止に代わるものとして、法科大学院教育、司法試験、実務修習を機能的に連携させ、プロセスとしての法曹養成制度が創設されたが、実際は、これらの有機的な連携ができずに、プロセスとしての法曹養成が機能せず、法科大学院における教育が修習期間の短縮、前期修習の廃止を補うことができていない。もともと司法試験合格者数が増大する中で、合格者の司法試験合格時点における基礎的能力の最低水準が従前により低下したところに、前記諸事情が加わったため、法律実務家としての基本的知識や理解を欠いたまま修習を終える修習生も増加し、近年二回試験に大量の不合格者(平成11年度から同14年度が、11人～19人、平成15年度が46人、平成16年度が31人、平成17年度が107人、平成18年度は147人)が発生したり、新人弁護士の中には、実務に就くにあたって必要な能力を身につけていない者も散見され、そのような新人弁護士による拙劣な訴訟活動を指摘する裁判官の声が増えるなどしている。

- ② 法律事務所への就職が余りに困難なことから、本人は望んでいないにもかかわらず、司法研修所を卒業後、既存の法律事務所に所属せず、自力で事務所を借りて独立開業したり(即独)、中には法律事務所を構える資金的余裕すら無く、自宅を事務所代わりにしたり、携帯電話一本で弁護士活動をする新人弁護士(宅弁・携弁)も増加している。また、法律事務所と雇用関係を結ぶことができず、給料の保証は無く、すべて自力で収入を得なければいけない、いわゆる軒弁といわれる弁護士も生じている。

当会でも、ここ数年の修習生の就職難を受けて、執行部が精力的に勤務弁護士採用の呼びかけを行った結果、既存の法律事務所が本来の採用予定を前倒して新人弁護士を採用してきたため、現在に至っては、既存の法律事務所が新人弁護士を採用する余地が以前にも増して小さくなっており、新人弁護士の就職問題はますます厳しいものとなっている。

当会でも既にいわゆる軒弁・宅弁という就労形態の弁護士がいるほか、今後法律事務所への就職がますます厳しくなる中、近いうちに即独が発生することはほぼ間違いの無い状況となっている。

ところで、事務所に雇用された弁護士は、事務所に所属する先輩弁護士等の指導を受けたり、これらの弁護士と一緒に仕事をする中で、弁護士としての技量を向上させたり、弁護士としての倫理を学ぶ機会に恵まれるが、即独、軒弁、宅弁、携弁といわれる就労形態の弁護士は、先輩弁護士等の指導を仰ぐ機会が少なく、

仕事を通じて、弁護士としての技量を向上させたり、弁護士倫理を学ぶ機会に恵まれない。それだけでなく、司法試験の合格水準が低下し、加えて司法修習が不十分なところへ、弁護士となってからも、その資質向上の機会に恵まなければ、弁護士として期待される能力を欠く弁護士も発生しかねない(幸いなことに当会所属のいわゆる軒弁、宅弁といわれる弁護士は、まだ先輩弁護士から誘われるなどして、先輩弁護士と事件を共同にする機会が多く、その中で弁護士としての技量を向上させており、弁護士として期待される能力を欠くといった心配はない。)そして、この 弁護士の質の悪化は、当該弁護士だけの問題にとどまらず、その弁護士を利用する市民の側に跳ね返ってくる。多くの市民は、弁護士に相談したり、事件処理を依頼することは、そう度々あることではないので、その弁護士が信頼するに足る弁護士としての技能を備えているかを事前に知ることが難しく、運悪くそのような弁護士にあたってしまった場合、弁護士による支援を十分に受けられないばかりか、誤ったアドバイス等により市民が被害を受ける怖れも高まることになる。

市民が安心して、弁護士に紛争解決を依頼するためには、弁護士になろうとする者や新たに弁護士になったものが、弁護士としての基礎的知識や能力を備えていることが必要不可欠であり、法曹の養成制度は、まさにそのような能力を有する弁護士を養成する制度的な担保でなければならない。現在の法曹養成制度が司法試験合格者の急増等により、これに応えることができていない以上、合格者数の減少等早急に制度の見直しを行い、新たに弁護士となったものすべてが、弁護士としての基礎的知識・能力を備えることのできる状況を取り戻すことが急務である。

③ 勤務弁護士の年収等の低下、労働条件の不安定化、悪化

弁護士の求人が求職を上回る状況が続く中、勤務弁護士の労働条件も低下してきている。勤務弁護士の年収が年々低下しているばかりか、ようやく法律事務所就職しても、一年もしないうちに、解雇されたと言った声も聞かれる。また、新人弁護士の側でも、就職難から、やむなく意に沿わない法律事務所に就職したものの、就労の継続が困難となって、1~2年のうちに退職し、独立したり、他の法律事務所に勤務するなど雇用の流動化といった状況もみられる。

④ 以上の新人弁護士の厳しい就職難、勤務弁護士の労働条件の低下、雇用の不安定化等が、法科大学院志願者や司法試験出願者の減少をもたらし、さらに質の低下や多様な人材の確保を困難にするといった悪循環を招いている。

⑤ さらに弁護士激増の影響は、新人弁護士のみならず、既存弁護士も過当競争に巻き込まれ、経済的利益と採算性を優先させる弁護士業務の商業化を招くおそれがあり、これまで弁護士が基本的人権の擁護と社会正義の実現のために行ってきた種々の公益活動や人権活動を後退させ、弁護士や弁護士会の果たしてきた人権

擁護機能を低下させるおそれが極めて高い。

- ⑥ 他方で、司法制度改革審議会が法曹人口の増大が必要であるとした理由の一つである弁護士人口の地域的偏在の是正(いわゆる「ゼロ・ワン地域の解消」)については、日弁連や単位弁護士会等の努力で、法律事務所の過疎地に、公設事務所等が設置されて年々ゼロ・ワン地域が減少し、2011年(平成23年)6月時点での、ゼロ・ワン地域は、当会の佐伯支部のみとなっている。その佐伯支部においても、当会所属の3つの弁護士法人が支店事務所を設置して、精力的に活動を行っており、実質的にはゼロ・ワン地域ではなく、ゼロ・ワン地域の解消は達成されている。

(5)このままでは、制度の歪みが拡大し、法曹養成制度や弁護士制度が機能しなくなる恐れがあること

- ① 日弁連は、今後年間合格者3,000人を継続した場合の法曹人口の将来を予測している。それによれば、3,000人とした場合、法曹三者の総人口は2017年(平成29年)に5万人(弁護士人口は、44,662人)に達し、2053年(平成65年)まで増加が継続し、同年以降に12万7761人で均衡する。年間合格者を1,000人にした場合は、2042年(平成54年)に最大値4万8463人に達し、以後漸次減少し、2053年(平成65年)以降4万1761人で均衡する。
- ② 現在の司法試験の合格者年間2,100人から2,200人でも、既に法曹養成制度等に大きな歪みが生じており、これを年間合格者3,000人に増大すれば、その歪みはますます大きなものとなり、法曹養成制度が破綻しかねない。

(6)法的需要に見合った法曹人口を目指すことについて

- ① 司法試験合格者数について

現在の法曹養成制度や弁護士制度の歪みは、法曹に対する需要を大幅に上回る弁護士が供給されているからに他ならず、そうであれば、制度の歪みを是正するためには、需要に見合う弁護士の供給のために、司法試験の合格者を現在よりも減少させるしかない。

ところで、もともと司法制度改革審議会や日弁連は、将来の法曹人口をフランス並みの5万人にすることを目指していたこと、将来の日本の人口の減少等により、今後の法曹に対する需要の大幅な増加が見込めないことからすると、5万人でも多すぎると考えられ、そうすると2042年(平成54年)に最大値4万8463人に達し、以後漸次減少し、2053年(平成65年)以降4万1761

人で均衡する合格者1000人が最も適切と考えられる。

また、司法試験の合格水準を上げ、さらに前期修習を復活させ、実務修習地での丁寧な指導を行うことを可能にするためにも、合格者の人数を1,000人とする必要がある。

なお、司法試験の年間合格者を1,000人としても、前述したとおり、今後の法曹人口は増加を続けるのであり、仮に今後の法曹への需要が増大しても、十分に対応が可能である。

(7) 司法試験の受験回数の制限について

法科大学院修了者の司法試験受験回数は、法科大学院卒業後5年以内に3回に制限されている。

しかしながら、国家資格試験に関し受験回数を制限することは、法科大学院修了者の職業選択の自由に対する厳しい制限となる。司法試験が当初の設計通り法科大学院卒業者の約7割が合格する試験であるならまだしも、合格率が2割台であれば、受験制限によって、多数の法科大学院卒業生が司法試験の受験資格を失うことになり、さらに厳しい制限となる。実際、平成17年度の修了生2,176人のうち、429人が、平成18年度修了生4,415人のうち、729人が、平成19年度修了生のうち、536人が、平成20年度修了生のうち、43人の合計1,737人(修了生合計21,252人)が既にいわゆる「三振」により司法試験の受験資格を喪失しており、喪失者の数は今後も増加が見込まれる。

ところで、このような受験回数の制限は、司法試験がプロセスとしての法曹養成の理念の下、法科大学院教育の成果を確認する試験として位置づけられていることから、合理性を有するとされている。

しかしながら、法科大学院で学んだことの成果が卒業後5年間でなくなるとは到底考えられない。また、そもそも法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度は機能しておらず、司法試験は、法科大学院教育の成果を確認する試験とは必ずしも言い難い。そうであれば、法科大学院の卒業後の年数に関係無く、司法試験が求める水準に達した者を合格させれば良く、受験回数を5年間3回に制限する合理的理由は全く無い。

しかも、今後の法的需要の増大が見込めない中、司法試験の合格者を減少させることが不可避な現状において、今後司法試験の合格率はさらに下がると見込まれ、受験回数制限の不合理さは、ますます際だってくることから、直ちに受験回数制限の廃止されなければならない。

(8) 法曹養成制度の抜本的見直しについて

現在、法科大学院が法曹養成の中核として位置づけられ、法曹を目指す者は、大学を卒業後、法科大学院で3年間(法学の既修者は2年間)法理論教育や実務教育の導入部分等を学び、法科大学院を卒業して司法試験受験資格が与えられ、(なお、平成23年より、法科大学院を経ること無く、司法試験の受験資格を与える予備試験が実施されている。)、司法試験に合格した後に、一年間の司法修習を経て、試験に合格した者に法曹資格が与えられる。

この制度では、大学で4年間学んだ後に、さらに法科大学院で3年間(既修者は2年間)学び、卒業した年の9月に司法試験に合格して、その年の12月に司法修習に入るという一番順調にいった場合ですら、大学入学から、司法研修所に入所するまでに、約7年半(同6年半)の期間を要し、この間の経済的負担は相当なものとなる。しかも、従前は司法修習生には給与が支給されていたものが、これを貸与制に切り替えようとする動きも進んでおり、これが実施されれば、その経済的負担はますます重いものとなり、経済的余裕のない者は法曹を目指すことができなくなってしまう。さまざまな背景や社会経験等を積んだ多様な人材を法曹界に取り込むこと等を目的にした法科大学院を中核とする法曹養成制度が、実際には機能せず、経済的負担の増大や前記新人弁護士の就職難等もあいまって、法曹志望者の激減といった事態を招いており、このままでは、制度を改革した所期の目的を達成することが困難である。

よって、法曹養成制度に関しては、法科大学院を法曹養成機関に特化させて法曹養成の中核と位置づけていることの見直しや一学年の総定員の大幅な削減、予備試験の拡充、司法修習生の給費制の維持、司法研修所の前期修習の復活、司法修習期間の拡張等について検討し、制度の抜本的な見直しをする必要がある。

よって、決議の趣旨のとおり決議する。

平成23年9月14日

大分県弁護士会